



目次

- [サステナビリティ規準の概要](#)
- [規準の定義](#)
- [規準の種類](#)
- [適合する規準の策定](#)
- [開示の重要性](#)
- [連絡先](#)
- [付録：事例](#)

サステナビリティ報告のための経営者固有の適合する規準の策定

サステナビリティ規準の概要

サステナビリティ報告は、サステナビリティ原則への取り組みを示そうとする企業にとって、企業報告の重要な要素となっています。報告の要求事項に準拠し、投資家のニーズを満たすために、企業は想定利用者へのさまざまなサステナビリティ指標や情報の開示を増やすことが必要な場合があります。これらの開示の中には、確立された報告の枠組みや基準に準拠しているものもあれば、企業固有の報告事項に特有のものもあります。さらに、企業は、企業固有のサステナビリティ指標や情報を含むサステナビリティ報告に対して、独立した保証を得る必要がある、または望む場合があります。これは、想定利用者の期待に応える企業の取り組みを示すことができるからです。しかし、すべての企業固有のサステナビリティ指標や情報が独立して保証されるわけではありません。保証業務に関する専門基準において¹、保証業務の前提条件の一つは、報告されたサステナビリティ情報を評価するための適合する規準が存在することです。

このスポットライトでは、独立して保証可能な企業固有のサステナビリティ指標や情報のために、適合する規準を策定するためのガイダンスを提供します。

¹ [国際保証業務基準第 3000 号（改訂）「\[過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務\]（ISAE 3000）」](#)、[国際サステナビリティ保証基準 5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」（ISSA 5000）」](#)、[AICPA の保証業務に関する基準書第 23 号「AICPA の品質管理基準の発行に伴う保証基準の整合性に関する修正」（SSAE 23）」](#)

規準の定義

保証業務に関する専門基準²は、規準を「主題を測定または評価するために用いられる基準（ベンチマーク）」と定義しており、関連する場合には、表示や開示に用いられるベンチマークも含まれます。このような規準は、報告すべき情報（すなわち主題）、その情報の測定または評価方法、およびその情報の開示や表示方法を定めています。主題の測定と、その評価を十分かつ適切な証拠によって裏付ける能力は、保証業務にとって不可欠となっています。保証業務に関する専門基準³は、主題の一定期間にわたり合理的に一貫した測定または評価を行うための適合する規準を要求しており、さらに以下の点を指摘しています。

適合する規準によって提供される判断の枠組みがなければ、いかなる結論も個々の解釈や誤解を招く可能性があります。規準の適切性は背景に依存しており、すなわち、「企業の報告目標」の背景に基づいて判断されます。同じ（または類似の）主題であっても、異なる規準が存在する可能性があり、それにより異なる測定や評価がもたらされます。

例えば、2つの異なる企業が水使用量のサステナビリティ指標について報告しているが、それぞれの特定の事実と状況に基づいてそれぞれの水使用量を計算するために異なる規準を用いている場合があります。

規準の種類

規準には2つの種類があります：確立された規準（枠組み規準としても知られる）と、経営者固有の規準（特別に開発された規準または企業が独自に開発した規準としても知られる）があります。本稿では、経営者固有の規準に焦点を当て、それぞれについて説明します。

サステナビリティ情報の報告に関しては、グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）スタンダード、サステナビリティ会計基準審議会（SASB）スタンダード、温室効果ガス（GHG）プロトコル、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）、欧州連合（EU）タクソミー規則、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のサステナビリティ開示基準など、数多くの確立された枠組みがあります。そのような規準は、確立された規準と考えられています。

場合によっては、規準は特別な目的のために経営者によって意図的に開発されることがあります。例えば、枠組みが確立されていない企業固有の事項について報告する場合、経営者は、それらの指標を報告するため判断の枠組みとして固有の規準を開発する責任があります。このような状況は、経営者固有の規準をもたらします。他の事例では、経営者が、サステナビリティ情報を報告するための確立した枠組みを修正したり、その一部のみを適用することを望むことがあり、その場合経営者固有の規準になり得ます。経営者が経営者固有の規準を策定する際の例には、以下のものが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

- サステナビリティ・リンク・ファイナンス（Sustainability-linked financings）、またはその他の特別にリンクされたファイナンスでは、銀行と企業が特定の指標を設定し、その指標を達成することで、融資に対して有利な金利やその他のインセンティブを受け取ることができます。
- グリーンファイナンス（Green financings）⁴とは、調達資金の用途を限定する仕組みです。このような事例は、通常、企業の事業のためのグリーンエネルギーの確保や、企業の車両の電気自動車への切り替えなどのグリーンプロジェクトに関連しています。

² 脚注1を参照。

³ ISAE 3000、ISSA 5000 および SSAE 23。

⁴ グリーンファイナンスおよびサステナビリティファイナンス（以下「グリーンファイナンス」という）とは、特定用途向けの債務証券であり、調達資金は、一般に「適格プロジェクト」または「グリーンプロジェクト」と呼ばれる、債務契約または企業のグリーンボンド・フレームワークに記載されたプロジェクトに使用されることが要求されます。

- 投資家に対して、特定のサステナビリティ目標に向けた進捗を示したい企業が、関連する指標について保証を受け、その指標を公表する状況。この目標には、例えば、炭素排出削減目標、水消費削減目標、または廃棄物削減に関する目標を含めることができます。

確立された規準と経営者固有の規準の主な相違点を下表にまとめました。

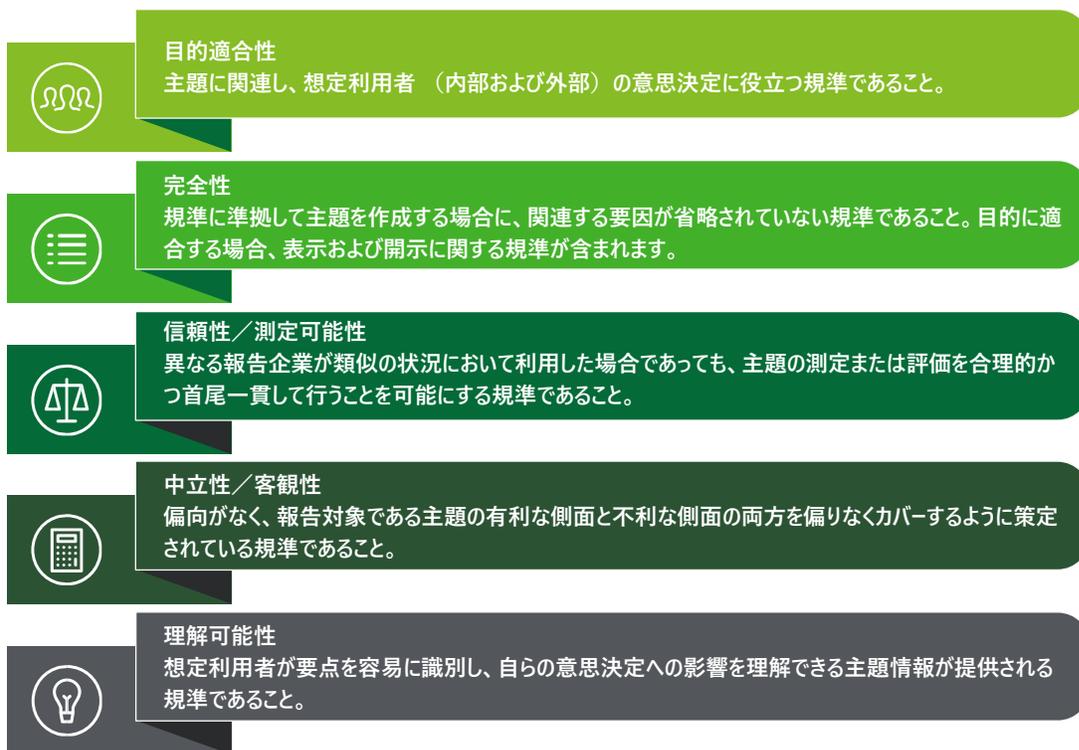
	確立された規準	経営者固有の規準
説明	企業の外部にある権威ある機関（例：GHG プロトコル、GRI、SASB、ESRS、EU タクソミー、ISSB）によって認められ、受け入れられ、確立された規準。	企業の特定の状況や目的に合わせて、社内で開発またはカスタマイズされた規準。
利用可能性	公共の領域で容易に利用可能。	経営者により、想定利用者が利用可能。
受入	一般に、利害関係者や保証提供者によって適切であると広く受け入れられ、信頼されている。	企業固有。主題および関連する規準は企業固有の性質を持つため、比較対象として広く受け入れられている信頼できるベンチマークはない。
一貫性	組織全体のパフォーマンスとレポートに関する一貫したベンチマークを提供。例えば、規準は、特定の産業またはセクターにおいて使用される。	企業固有。規準は企業ごとに異なるため、組織間で一貫していない。
信頼性	産業全体で認知され、評価されているため、通常は信頼できると考えられている。	以前に技術的な外部レビューまたは検証を受けていない。したがって、規準の適合性を判断するために保証提供者による分析が要求されている。

適合する規準の策定

主題の規準の適合性を判断するにあたって、保証提供者は、適用する保証基準⁵が要求する特性をすべて備えているかどうかを評価します。その特性とは、目的適合性、完全性、信頼性／測定可能性、中立性／客観性、および理解可能性となっています。

5 ISAE 3000、ISSA 5000、および SSAE 23 で定義されています。

適合する規準の特性



以下のセクションでは、自身のサステナビリティ情報に関する報告のために確立された枠組みを修正したい、または保証提供者によって適合すると判断される経営者固有の規準を策定したいと考える企業のためのガイドンスを提供しています。ここでは、適合する規準の各特性について、よくある失敗事例と検討すべき質問をまとめています。

目的適合性

規準は、主題に関連し、想定利用者（内部および外部）の意思決定に役立つものでなければなりません。

よくある失敗事例は、以下のとおりです。

- 規準が、想定利用者が誰であり、どのような種類の意思決定を下すかを考慮していない。例えば、地域 A の規制当局が設定した排出量の規準は、地域 B の排出量の開示情報に用いる場合には目的適合性を欠く場合があります。
- 規準が、主題における固有の不確実性、およびその不確実性が開示されているかどうかを考慮していない。例えば、企業は顧客調査の結果の開示を選択することがありますが、その不確実性を低減し、規準の目的適合性を高めるために、調査のプロセスに関する情報も開示する必要があります。

規準を策定する際に検討すべき質問は、以下のとおりです。

- 規準は、主題の関連するすべての側面をカバーするのに十分に包括的であるか？
- 規準は、企業が属する産業の観点から、目的に適合するか？
- 選択された規準は、想定利用者が主題を理解し、意思決定を行うのに役立つか？

完全性

規準は、当該規準に準拠して主題を作成する場合に、想定利用者（内部および外部）の意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される要因が省略されていない場合に完全といえます。完全な規準には、目的に適合する場合、表示および開示に関する規準が含まれます。例えば、完全な規準には、情報の作成時における重要な判断の根拠や、規準の適用における重要な固有の不確実性の要因に関する開示が含まれますが、これらに限定されません。

よくある失敗事例は、以下のとおりです。

- 規準が、想定利用者に重要な影響を及ぼすと考えられる情報を含むように策定されていない。
- 規準に、対象とする想定されるタイムラインが含まれていない。例えば、グリーンファイナンス業務において、企業がグリーンファイナンスの発行日より前の適格プロジェクトの費用を含めようとする場合、グリーンファイナンス契約に基づく適格な費用を把握するために使用できる適用可能なルックバック期間が規準に明記されていないければ、規準は完全ではないでしょう。
- 規準に選択肢が多すぎる（つまり、利用者が完全性を評価するのに十分な規範性がない）。
- 規準が業界の基準と整合していない（該当する場合）。
- 規準が、（例えば、企業または資産の）取得／処分、およびそれらを包めること／除外することに関する各規準を考慮していない。

規準を策定する際に検討すべき質問は、以下のとおりです。

- 規準は、主題に関して考慮すべきすべての関連する要因に対応していると考えられるか（該当する場合には、表示および開示に関するベンチマークを含む）？
- 開示情報は包括的かつ網羅的か、それとも否定的な側面を表す可能性のある情報を意図的に除外しているか？
- 取得または処分があるか？ また、それらは報告データにおいてどのように処理され、説明されているか？

信頼性／測定可能性

規準は、関連する場合には表示や開示も含めて、主題の測定または評価を合理的かつ首尾一貫して行うことを可能にする場合には、信頼性があります。測定または評価が企業の状況に適合する必要な精度で実施することができ、類似の状況において異なる企業が利用した場合でも、合理的かつ首尾一貫した結果を得ることができます。

よくある失敗事例は、以下のとおりです。

- 規準に将来予測に関する記述が含まれている（例えば、企業が特定の認証を申請するという記述は、将来の事象を示しており、現在のシナリオにおける規準を信頼できないものにします）。
- 規準が、項目の測定方法を記載していない（例えば、投資プロジェクトにより建物のエネルギー消費量が削減されるといった曖昧な記述や、信頼性のあるベースラインを提供しない測定基準の変更に關する記述）。
- 規準に「含む可能性がある」などの注意書きがあり、測定可能性が不明確になっている。
- 規準に基礎となるデータと整合しない測定方法が含まれている。例えば、規準では契約者の労働時間数は「契約者が労働した時間数」として記載されると規定しているが、この数値が契約企業の窓口

である従業員が作成する月次報告書に基づいている場合、企業は規準を更新し、この数値が「企業が作成した報告書上の契約者による労働時間数」であることを示すことで、信頼性／測定可能性を確保することができます。

- 測定に用いられた方法、データおよび仮定（ある場合）が明確に開示されていない。

規準を策定する際に検討すべき質問は、以下のとおりです。

- 規準は主題を測定し、表示するための適切な方法を提供しているか？
- 規準は、同じレベルの能力を有する利用者が通常、同一の測定規準に基づいて、実質的に類似した測定値を得ることができるほど、十分に精度が高いか？
- 開示情報は事実に基づいており、理解可能であり、測定を明確に描写しているか？
- 見積りに使用される仮定および技法は明確に記述されているか？
- 規準および関連する開示情報に、野心的／測定不可能な表現が含まれていないか？
- 異なる法域における規制上の要求事項の相違を含め、報告バウンダリーは規準において明確に説明されているか？
- 排出原単位などの主要なパフォーマンス指標（KPI）の構成要素は、異なる報告スケジュール（例：12月31日と6月30日）を用いて作成されるか？
- 将来予測情報を決定するための規準は明確に説明されているか？ 予測値は実際値と比較されているか？ また、その差異は将来の継続的な情報にどのように影響するか？

中立性／客観性

規準は、主題の有利な側面と不利な側面の両方を偏りなくカバーするように策定されていれば、偏向がないといえます。主題情報の解釈が想定利用者に誤解を与える可能性がある場合には、規準は中立的／客観的ではありません。

よくある失敗事例は、以下のとおりです。

- 規準が、主題の有利な側面だけをカバーするように策定されている。
- 規準が、パフォーマンスの否定的な側面を取り除くために、報告期間ごとに恣意的に修正される。
- 規準では複数の指標が規定されているが、その指標の1つの定義が他の指標よりも狭いため、測定において他の指標と一貫性がなく、比較できない。
- 規準の適用に一貫性がない。例えば、ある企業が共同支配企業、合併、買収を特定の指標の測定から除外しているものの、他の指標の測定には含めている場合には、規準の適用に一貫性がありません。

規準を策定する際に検討すべき質問は、以下のとおりです。

- 規準は、パフォーマンスの不利な側面や否定的な側面を除外しようとしていないか？
- 規準は、肯定的なニュースや肯定的な影響を過度に強調するものではないか？
- 規準は、主題の解釈において想定利用者の誤解を招く可能性があるか？
- 報告境界は、すべての指標に首尾一貫して適用されているか？

- 異なる法域間で規制上の要求事項に相違がある場合、KPI は首尾一貫して算定されているか？

理解可能性

理解可能な規準は、通常、想定利用者が要点を容易に識別し、自らの意思決定に影響を与えるほど重要であるかを適切に推測できるような主題情報をもたらします。理解可能な規準は、通常、これらの要点を効果的に要約し注意を引く方法により、主題情報の明確なレイアウトや表示を利用して開示されます。

よくある失敗事例は、以下のとおりです。

- 規準が、定義されていない曖昧な用語を使って説明されている（例：サステナブルな材料、大幅な増減、グリーンプロジェクト、統合の成功、プロセスの合理化）。
- 頭字語が定義されていない。
- 規準の説明に広告用語が混在しているため、不明瞭で理解できないものになっている。

規準を策定する際に検討すべき質問は、以下のとおりです。

- 規準とその定義は想定利用者にとって十分に明確か？
- 定義は地域間で一貫しているか（特に定義に関して現地の規制がある場合）？ 地域間で相違がある場合、データの照合においてどのように考慮され、規準で開示されているか？
- 規準およびその結果である開示は、読みやすく理解しやすいものであるか？ 複雑すぎたり難解すぎたりしないか？
- 確立された規準との乖離の理由について、明確かつ分かりやすく開示されているか？
- 規準は同業他社のものと一致しているか（該当する場合）？
- 規準を適用することにより、誤解を招く情報とはならないか？

開示の重要性

適合する規準であるためには、想定利用者が利用可能である必要があります。これは通常、企業の報告書で行われる経営者のアサーションと、規準に関する明確かつ厳密な開示によって達成されます。そうした開示には、報告された経営者特定の指標の根拠を理解するために、必要な関連する情報を想定利用者に提供するために、企業が使用した仮定、手法およびデータを含める必要があります。網羅的な開示は、定量的な指標だけでなく、経営者固有の情報や指標に関連する定性的な財務情報や非財務情報にまで及びます。規準に関する適切な開示がなければ、企業の報告は不完全、不正確、または誤解を招くものになる可能性があります。このことは、企業が独立した保証を得る能力にも影響を及ぼす可能性があります。さらに、経営者が規準で用いた定義をその後の報告年度に更新する場合があります。そのような場合、企業の開示は、前年度の定義からの変更を説明し、定義の変更が目標や KPI に影響するかどうか、また、変更の結果として過年度の情報を再計算する必要があるかどうかを検討しなければなりません。

適合する規準の策定方法の例については、[付録](#)を参照してください。

連絡先



Tom Viggiano
Audit & Assurance
Managing Director
Deloitte & Touche LLP
+1 203 761 3688
tviggiano@deloitte.com



Antonia Chong
Audit & Assurance
Managing Director
Deloitte & Touche LLP
+1 212 436 6361
achong@deloitte.com



Shelby Murphy
Audit & Assurance
Managing Director
Deloitte & Touche LLP
+1 203 761 3160
shemurphy@deloitte.com



Kali Nosek
Audit & Assurance
Managing Director
Deloitte & Touche LLP
+1 312 486 0369
kalinosek@deloitte.com



Nicole Gillespie
Audit & Assurance
Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 312 486 4890
nigillespie@deloitte.com



Valentina Markovic
Audit & Assurance
Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 571 766 7033
vmarkovic@deloitte.com

付録：事例

次の例では、規準を適合するものにするために、どのように精緻化する必要があるのかを示します。

事例 1

当初の規準

X社は、科学的根拠に基づく目標を設定したサプライヤーに支払った金額を報告し、適格性規準を「科学的根拠に基づく目標を設定したビジネス・サプライヤーとの間で発生した支出」として定義しています。

分析

規準を定義するために使用された言葉は、いくつかの面で粒度を欠いています。第1に、「との間で発生した支出」は広範な特徴であり、どのような種類の支出が消費した金額に該当するかを特定していません。正確性が欠如しているとデータセットや母集団の明確な識別および測定ができません。第2に、開示情報はこれらの支出の適格期間や時間枠を特定していません。最後に、「科学的根拠に基づく目標を設定したサプライヤー」という文言は曖昧であり、これらのビジネスがどのように識別または決定されるかについての具体性を欠いています。

適合する規準

X社は、科学的根拠に基づく目標（SBT）を有するサプライヤーに支払った金額を報告し、適格性規準を次のように定義しています。「20X4 暦年（「適格期間」）中に発生したもので、科学的根拠に基づく目標イニシアチブ（SBTi）から独立した妥当性確認を受けたビジネス・サプライヤーとの間で直接発生した GAAP に基づく支出である。その妥当性確認は、SBTi の目標ダッシュボードに、20X4 年 12 月 31 日現在のステータスが「目標設定済」として記載されていることによって示される。」

事例 2

当初の規準

Y社は、エネルギーと環境のデザインにおけるリーダーシップ（LEED）ゴールドまたは LEED プラチナ⁶の評価を受けた、または受ける予定の建物の購入、開発、拡張、建設、改修、および維持に関連する支出を報告しています。

分析

上記の規準は、LEED 認証が証明可能な事実条件であるため、すでに LEED 認証を取得している建物に関しては適合しています。しかし、LEED 認証を「受ける予定の」建物もグリーン投資または支出に該当するというアサーションは、認証を受ける予定が証明できず、測定できないため適合していません。したがって、当該アサーションは規準を適合するものにはしていません。

適合するとみなされるためには、規準は、建物を適格とみなすためにはどのような特性が必要かを特定するために、正確な言葉を使用して明確なメカニズムを提示すべきです。規準は、関連する投資および支出の測定を可能にするものでなければなりません。

適合する規準

Y社は、（1）LEED ゴールドまたは LEED プラチナの評価を受けている、または（2）LEED 認証取得に向けた取り組みを行っている建物の購入、開発、拡張、建設、改修、および維持に関する投資および支出を報告しています。LEED 認証取得に向けた取り組みを行っている建物は、適格とみなされるために以下の両方を達成しています。

- 建物が LEED 認証を受けるために開発、拡張、建設、または改修されることを明記した署名済みの建設契約書があること。
- LEED 管理者またはその他の同等の資格を有する第三者によって検証された、LEED 認定マイルストーンに従って、建設工程が実施されていることを示す中間認証または確認を受けていること。

6 LEED 認証は、米国グリーンビルディング協会が制定したグリーンビルディングの枠組みを提供する評価システムです。LEED 認証には、標準認証、シルバー、ゴールド、プラチナなど、さまざまなレベルがあります。

Dbriefs for Financial Executives

We invite you to participate in [Dbriefs](#), Deloitte’s live webcasts that give you valuable insights into important developments affecting your business. Topics covered in the [Dbriefs for Financial Executives](#) series include financial reporting, tax accounting, business strategy, governance, and risk. Dbriefs also provide a convenient and flexible way to earn CPE credit — right at your desk.

Subscriptions

To subscribe to Dbriefs, or to receive accounting publications issued by Deloitte’s Accounting and Reporting Services Department, please visit My.Deloitte.com.

The Deloitte Accounting Research Tool

The [Deloitte Accounting Research Tool \(DART\)](#) is a comprehensive online library of accounting and financial disclosure literature. It contains material from the FASB, EITF, AICPA, PCAOB, and SEC, in addition to Deloitte’s own accounting manuals and other interpretive guidance and publications.

Updated every business day, DART has an intuitive design and powerful search features that enable users to quickly locate information anytime, from any device and any browser. Users can also work seamlessly between their desktop and mobile device by downloading the DART by Deloitte [mobile app](#) from the App Store or Google Play. While much of the content on DART is available at no cost, subscribers have access to premium content, such as Deloitte’s *FASB Accounting Standards Codification Manual*. DART subscribers and others can also [subscribe](#) to *Weekly Accounting Roundup*, which provides links to recent news articles, publications, and other additions to DART. For more information, or to sign up for a free 30-day trial of premium DART content, visit dart.deloitte.com.



原文（英語）：[Sustainability Spotlight — Designing Suitable Management-Specified Criteria for Sustainability Reporting \(July 29, 2025\)](#)

注：本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュートーマツリミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301